

令和7年2月4日宣告

令和6年(わ)第1009号 業務上横領、有印公文書偽造、同行使被告事件

主 文

被告人を懲役2年に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

福岡地方検察庁で保管中の偽造判決書写し1通（令和6年領第2342号符号3-2）及び偽造判決書写しの画像データを印字したもの1通（同号符号4-2）を没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、A県弁護士会に所属する弁護士であったものであり

第1 令和2年11月4日、福岡家庭裁判所小倉支部から、Bの成年後見人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたものであるが

1 令和4年7月1日、北九州市a区bc丁目d番e号の株式会社C銀行D営業部において、同銀行E支店に開設されたB成年後見人F名義の普通預金口座から現金40万円の払戻しを受け、これをBのために業務上預かり保管中、その頃、前記C銀行D営業部又はその周辺において、自己の用途に費消する目的で、前記40万円のうち現金35万円を着服し、もって横領し

2 同年10月24日、前記C銀行D営業部において、B成年後見人F名義の普通預金口座から現金10万円の払戻しを受け、これをBのために業務上預かり保管中、同月25日、前記C銀行D営業部において、自己の用途に費消する目的で、同銀行G支店に開設された被告人名義の普通預金口座に、前記10万円のうち現金5万円を入金して着服し、もって横領し

第2 司法書士であるHからの紹介により、I及びその長女であるJから地上権設定登記抹消登記手続請求をしてほしい旨の依頼を受けながらこれを放置し、H、

I及びJに対しては、同請求訴訟の提起をして判決を受けた旨の虚偽の報告をしていたところ、その発覚を免れるため、令和5年4月28日から同年5月1日までの間、福岡県（住所省略）のK法律事務所Lオフィスにおいて、行使の目的をもって、パーソナルコンピューター等を用いて「令和4年12月16日判決言渡」「令和4年(ワ)第122号 地上権設定登記抹消登記手続請求事件」「原告 I」「原告訴訟代理人弁護士 F」「主文 被告らは、別紙物件目録記載の土地について、福岡地方法務局八幡出張所大正4年12月23日受付第6451号地上権設定登記の存続期間満了を原因とする抹消手続をせよ。」「福岡地方裁判所小倉支部」「裁判長裁判官」などと記載した文書を作成して印字し、その末尾に他事件の判決書の「M」の署名押印部分の写しを切り取って貼り付けるなどした上、前記K法律事務所Lオフィスに設置された複写機でこれを複写するなどし、もって福岡地方裁判所小倉支部裁判長裁判官M作成名義の判決書写し1通（福岡地方検察庁令和6年領第2342号符号3-2）を偽造し、令和5年5月1日、前記K法律事務所Lオフィスにおいて、情を知らないHに対し、前記偽造に係る判決書写し1通をあたかも真正に成立したもののようになり、同判決書写しの画像データを電子メールに添付して送信し、その頃、これを同人に閲覧させて行使した上、同月12日、福岡県中間市fg丁目h番i号のJ方において、Hを介して、I及びJに対し、同判決書写しの画像データを印字したもの（同号符号4-2）を交付して行使した。

（証拠の標目）

省略

（法令の適用）

省略

（量刑の理由）

被告人は、当時弁護士であったところ、過去に受任した別事件の判決書を悪用して、一般市民が偽造の判決書写しとは気づかぬ程度の外観を有するものを巧妙に作

成した。そもそも判決書は、紛争当事者間の権利関係を確定させるなど重要な社会的機能を有し、その作成の真正が高度に要求される公文書である。そのような判決書につき上記外観を有する写しを偽造して行使することは、判決書に対する信頼を害し、ひいては国民の司法制度に対する信頼を損なうものといえ、同偽造等は有印公文書偽造、同行使事案の中でも悪質なものといえる。かかる同偽造等に被告人が及んだのは、依頼された事件を2年以上放置した上、同事件の判決が出たなどと虚偽の報告をしていた依頼者から、その判決書を送付するよう再三催促され、その場しのぎにこれをかわすためであるが、その安易な動機・経緯に酌量の余地はない。また、被告人は、いわゆる専門職後見人として、成年被後見人のために業務上管理していた預金口座に由来する現金合計40万円の横領にも及んでいるところ、その被害結果は軽視できず、利欲的な動機に酌むべき余地はない。いずれの犯行についても、弁護士の担う職責の重さ及び求められる高度の倫理観に照らせば、弁護人が指摘する被告人のADHDの特性を踏まえても、被告人は厳しい非難を免れない。以上によれば、被告人の刑事責任は相応に重い。

他方、業務上横領の被害については全額の弁償がなされている。被告人は各事実を認めて反省し、心理療法等を通じて自身の問題と向き合い、再犯に及ばない旨誓っている。被告人に前科前歴はなく、被告人の母が公判に出廷して監督を約している。本件の内容に照らせば当然の感はあるものの、被告人が弁護士会より退会命令の懲戒処分を科され、一定の社会的制裁を受けてもいる。以上のとおり、被告人のために酌むべき事情もあり、これらも併せ考慮すると、被告人に対しては、主文の刑を科した上、今回に限りその刑の執行を猶予し、社会内更生の機会を与えるが相当と判断した。

(求刑一懲役2年及び主文同旨の没収)

令和7年2月4日

福岡地方裁判所第3刑事部

裁判長裁判官 森 喜 史

裁判官 細 川 英 仁

裁判官 高 橋 宏 一